

フォーミュラリーの導入と後発医薬品について

【現状】

- フォーミュラリーとは、一般的に「医療機関等において医学的妥当性*や経済性等を踏まえて作成された医薬品の使用方針」を意味するものであり、医薬品適正使用の標準的な考え方として欧米先進国で既に導入・活用されている。
 - ※ 有効性・安全性などについて、論文等の科学的根拠に基づき評価。
- 各病院内又は地域医療機関等においてフォーミュラリーを定めることで、以下のようなメリットが期待される。
 - ・ 良質で低価格な医薬品を使用指針に基づいて選択し、標準薬物治療を促進することが可能となる。
 - ・ 先発医薬品と後発医薬品で薬価差があり、効果に差があまりない薬剤について使用方針を定めることで、薬剤費を抑えることが可能となる。
 - ・ 薬効別にフォーミュラリーを定めることで、どの分野の医師においても適正な処方が可能となる。
- 令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（いわゆる「骨太の方針2021」）において、「フォーミュラリーの活用」が明記され、日本国政府としても使用促進を図ることとしている。

【課題】

- フォーミュラリーの導入が望まれるものの、令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査結果によると、フォーミュラリーを定めている病院が6.1%、今は定めていないが、定める予定がある病院が13.4%、定めていない病院が76.4%であり、全国的にも未導入の病院がほとんどである。
 - ・ フォーミュラリー設定が困難と考える理由として、「マンパワーが不足」、「院内ルールの合意形成が困難」、「作成のための根拠情報の不足」が挙げられている。
 - ・ 一方、設定している病院では、その8割で設定のメリットを感じ、その内容として、薬物治療の標準化や安全性向上、患者の経済的負担の軽減、経営の合理化などが挙げられている。

【論点（お伺い）】

- 本県で、フォーミュラリーの導入促進を行っていくことについて、どのように考えるか。
- 本県においてフォーミュラリーの促進を図る場合、フォーミュラリーの導入・設定における支障をどのようにしたら解消できると考えるか。
- フォーミュラリーの導入により、医学的妥当性を踏まえた選択がなされ、医療機関における後発医薬品への疑念が払拭される可能性があるが、どのように考えるか。
- 本県でのフォーミュラリーの導入による好事例があれば、ご教示いただきたい。